

令和2年5月20日

無所属県民会議 要望事項

1. 児童養護施設に感染者の子供を預ける場合には、マスク・消毒液・手当その他必要な支援を県が行うこと。
2. 新型コロナウイルス感染症の保護者と児童が自宅療養していて、当該児童を児童養護施設でお預かりする場合には、児童が2回のPCR検査で陰性が確認された後とすること。
3. 新型コロナウイルス感染症の保護者が入院していて児童を児童養護施設でお預かりする場合には、当該児童が県指定医療機関または一時保護所等で経過観察を行い、さらに2回のPCR検査で陰性が確認された後にすること。
4. 「埼玉高速鉄道」並びに「埼玉新都市交通」など埼玉県が関わる公共交通機関でのマスク着用の呼びかけや「三密回避」の積極的広報の実施

以上